

## 例会等の実施にかかわる申し合わせ事項(注意事項)

### 1. 参加資格

本会が主催する定例観察会(以下例会)、県外植物観察会(以下県外観察会)等への参加は本会会員を原則とするが、非会員の参加も認める。ただし、定員がある催しでは会員を優先する。会員は、総会&自然セミナーを除く例会と日帰り県外観察会への参加に際して当日参加費を、また、宿泊を伴う県外観察会では加入する旅行傷害保険該当額を、それぞれ別途納入する。なお、非会員の当日参加費は500円とし、宿泊を伴う県外観察会では会員と同様、加入する旅行傷害保険該当額を別途納入する。

### 2. 参加申し込み

参加申し込みを要する例会、県外観察会は、申し込み期限までにハガキまたはFAX、メール等で、住所、氏名、年齢(生年月日)[宿泊を伴う県外ツアーのみ]、連絡先(電話・FAX番号)等を明記して担当者まで申し込みを行う。申し込みをしてやむなく不参加となる場合は直ちにその旨連絡を行うものとする。なお、実施日間近のキャンセルの場合、キャンセル料を申し受けることがある。

### 3. 実施の有無

雨天時の野外での例会等は原則として中止とする。なお、実施有無の判断は幹事会(担当者)が行い、参加申し込みを要する例会等で中止の場合は申し込み者に連絡する。申し込み不要の例会等で、実施の有無を判断するのが難しいときは担当者に問い合わせをされたい。貸切バス等をチャーターする例会・県外観察会で、最少催行人員を下回った場合は中止とする。

### 4. 安全の徹底と参加者の行動

担当者は例会等の開始に際して、予定、コース、注意事項等の周知徹底を行い、参加者はそれにしたがって無理のない行動を行うものとする。保険適用上、集合地から解散地まですべての行動を共にする会員を以って参加者と見なす。なお、コースの難易度によっては安全面を考慮して、予め参加の見合わせをお願いすることもある。

### 5. 傷害保険の加入

日帰りの例会や県外観察会は一括して普通傷害保険、宿泊を伴う県外観察会は個別に旅行傷害保険の加入を行うが、実施中の事故等について本会として責任は負わない。

### 6. 取材の判断

本会は例会等の実施についてその都度マスコミ等の取材を求めないが、活動上、その必要性が認められ、活動に支障がないと判断される場合には、参加者に予告の上、取材を受けることもある。

### 7. 自然保護の徹底

種の同定や標本作成などで必要なもの以外のむやみな採集、コースを踏み外しての動植物の踏み付けなど、自然保護精神に背く行為は厳に慎むものとする。なお、RDB記載種など貴重種の採集は原則として禁止する。

### 8. その他

会則では年会費2,000円と定めているが、1月1日現在19歳未満の会員は例外規定を設け、年額1,000円とする。また、概ね10月以降の入会者については、当該年の大半の活動が終了しており、次年からの入会として扱う。

以上、1999年から実施する。(2019年一部追加訂正)

(滋賀植物同好会幹事会)